

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「子ども・子育て会議」(第61回)が開催される 1

◆ 「子ども・子育て会議」(第61回)が開催される

令和4年7月7日、第61回子ども・子育て会議が開催され、本会から森田信司副会長が出席しました。

内閣府から「経済財政運営と改革の基本方針2022等」、「公定価格等関連事項等」、「令和3年教育・保育施設等における事故報告集計」、「幼保連携型認定こども園保育教諭の免許状・資格併有促進策の検討状況」、「こども家庭庁の設置に向けた状況」について説明されました。また、厚生労働省から「児童福祉法の改正」、「認可外保育施設の無償化に係る2年後を目途とする検討」「児童福祉施設設備基準関係の改正」について、文部科学省から「幼保小の連携接続強化」として、今年度より実施される「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」についてそれぞれ説明がありました。

(1)「月額3%程度、9,000円」の処遇改善の令和4年10月以降の取り扱いについて

内閣府から説明のあった「公定価格等関連事項等」では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として令和4年2月から実施されている保育士等を対象とした「収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置」の令和4年10月以降の取り扱いが示されました。

令和4年10月以降は、公定価格において措置を講じ、従来の処遇改善と同様に「加算」として位置づけられます。ただし、対象者や要件等の仕組みについては、現状の補助事業と同様とされています。

また、公定価格の見直しによる措置が年度途中であることを考慮し、令和4年10月から令和5年3月までは現状の補助事業と同様に、各種加算について平均取得率により一律に算定されます。さらに、すでに令和4年2月から補助金により処遇改善を実施している施設においては、令和4年10月以降の適用にあたって、あらためて加算認定を行うこと

は不要とされています。

なお、令和5年4月以降の取り扱いは令和5年度予算編成過程で検討が行われます。

	令和4年2～9月	令和4年10月～
交付の仕組み	補助金	公定価格の加算（特定加算部分において「処遇改善等加算Ⅲ（仮称）」を新たに設ける）
単価	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格上の配置基準に基づいて算定。 各種加算で算定される職員は平均取得率により一律に単価を算定。 	同左（令和4年10月から令和5年3月までは従前の補助金と同様に、各種加算について平均取得率により一律に算定）
対象者	保育所や幼稚園等に勤務する職員	同左
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①令和4年2月分の給与から賃金改善を行うこと。 ②賃金改善のうち最低でも2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当によること。 ③賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①賃金改善を行うこと ②同左 ③同左（補助金により今般の処遇改善を実施している施設・事業所については、令和4年10月の見直し時に改めて加算認定を行うことは不要）
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設 特定地域型保育事業所 	同左
実施(認定)主体	市町村	同左

※ 公立の保育所等については、令和4年10月以降は地方交付税措置により対応。

※ 「国家公務員給与改定対応部分」の令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容をふまえて対応を検討。

(2)今後パブリックコメントの実施が予定されている事項

本会議で説明のあった「幼保連携型認定こども園保育教諭の免許状・資格併有促進および、「児童福祉施設設備基準関係の改正」に関する下記三点は、パブリックコメントの実施が予定されています（7月下旬から8月上旬開始）。

【児童福祉施設の設備および運営に関する基準の一部改正について(保育所等関係)】

- ① 保育所等における児童の安全確保のための計画策定の義務化

- ② 保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和
- ③ 保育所における看護師等のみなし配置に関する要件緩和

これらの説明に対して、森田副会長は昨今の物価高騰への対応等について意見を述べました。

第61回子ども・子育て会議 森田信司副会長 発言要旨

- ▶ コロナ禍とウクライナ情勢等により物価が高騰しております。こうしたことに対して、令和4年5月2日付け事務連絡の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策について」において、給食費の負担軽減についてお知らせいただいたところです。これについて感謝申し上げます。しかしながら、市町村におきましては実施する市町村とまだまだ動こうとしない市町村に大きな隔たりがあります。すべての市町村において、給食費の負担軽減の動きが取られるよう働きかけをお願い致します。
- ▶ また、給食費以外にも光熱水費や、冬になると採暖費などエネルギー費の負担が増えると考えます。聞くところによりますと、臨時特例交付金による支援は光熱水費にも適用が可能であるとの通知が近日中に出されるようですが、できるだけ速やかに出していただきますようお願いいたします。また、その際には給食費同様、自治体での対応に差が出ないよう周知をお願い致します。
- ▶ もう一つは、建築費の高騰です。これだけ急激に建築費が高騰しますと改築にかかる入札自体が出来るのか不安になります。修繕費や老朽改築等の補助金等に関しましても単価の改善をお願い致します。
- ▶ 今般の児童福祉法改正において、市区町村は、保育所等、身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めるとされております。いわゆる「かかりつけ相談機関」のことですが、令和6年度の施行に向けて、今後さまざまな検討がされていくと思います。民間公立問わず、保育所や認定こども園が、地域において役割や機能を発揮できるよう、また、発揮しやすい体制の構築をお願い致します。

資料等の詳細は下記ホームページをご確認ください。(1)に関しては配布資料「3」を、(2)に関しては配布資料「2」と「9」をご覧ください。

- 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議 > 子ども・子育て会議 (第61回)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_61/index.html